

令和5年12月14日、「令和6年度税制改正大綱」が発表されました。この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 所得税・住民税の定額減税 個人：減税

令和6年分の所得税・住民税について、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方は、特別控除の額が控除されます。

所得税	本人3万円、源泉控除対象配偶者 or 扶養親族3万円/人
住民税	本人1万円、控除対象配偶者 or 扶養親族1万円/人

所得税は、令和6年6月以後の源泉税 or 予定納税 or 確定申告で順次控除されます。住民税の特別徴収は、令和6年6月分は徴収せず7月～翌5月分まで均等控除され、普通徴収は順次控除されます。なお、住民税非課税世帯等や、納税額が特別控除額未満の人に対しては、給付措置も設けられる見込みです。

● 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充等 個人：減税

本人 or 配偶者が40歳未満の人や、19歳未満の扶養親族がいる人が、令和6年中に認定住宅等の新築等をした場合は、控除対象借入金の限度額が上乗せされます。

	区分	令和5年	令和6年	令和7年
新築 買取再販	認定住宅	5000万円	4500万円 子育て等5000万円	4500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4500万円	3500万円 子育て等4500万円	3500万円
	省エネ基準適合住宅	4000万円	3000万円 子育て等4000万円	3000万円
	一般住宅	3000万円	—	—
中古	認定住宅等	3000万円		
	一般住宅	2000万円		

● その他の改正

- 中小企業の交際費損金算入限度の特例（年800万円）を3年延長
- 中小企業の少額減価償却資産の損金算入の特例（1個30万円未満で年300万円以下）を2年延長
- 中小企業の賃上げ促進税制の控除限度超過額について、5年間の繰越税額控除制度を創設

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
----	-----------------	-------------

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。

住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月26日(火)から1月3日(水)です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。